離　婚　届

令和○年○月○日 届出

愛知県知立市 長 殿

受理	令和　年　月　日 第　号			
通知(送付)	令和　年　月　日 第　号			
戸籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫	妻
(1) 氏名（フリガナ）	コウノ　タロウ 甲野　太郎	コウノ　ハナコ 甲野　花子
生年月日	平成元年 5月 5日	平成元年 3月 3日
住所	知立市広見３丁目１番地 広見荘１０１号	夫に同じ
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県知立市広見三丁目１ 番地 番 筆頭者の氏名 甲野　太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右欄の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父 甲野　幸雄 / 母 甲野　和子 / 続き柄 長男 / 養父 / 養母 / 続き柄 養子	妻の父 乙川　治夫 / 母 乙川　春枝 / 続き柄 二女 / 養父 / 養母 / 続き柄 養女
(3)(4) 離婚の種別	□協議離婚 □調停 年 月 日成立 □審判 年 月 日確定 □和解 年 月 日成立 □請求の認諾 年 月 日認諾 □判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は □もとの戸籍にもどる ✓妻 ✓新しい戸籍をつくる 東京都千代田区千代田１ 番地 番 筆頭者の氏名 甲野　花子	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子：甲野一郎、甲野二郎 父（夫）が親権を行う子： 母（妻）が親権を行う子： 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子：	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）間違なければ、それぞれ欄の上にしるしをつけてください。	夫 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ✓離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(6)(7) 同居の期間	令和○年○月から　年　月まで
(8) 別居する前の住所	番地 番　号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ✓ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用雇用者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4. 3にあてはまらない常用雇用者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(10) 夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 / 妻の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫 甲野　太郎 甲野 印 / 妻 甲野　花子 花子 印

※押印は任意

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	丙原　浩 丙原 印	乙川　治夫 乙川 印
生年月日	昭和２０年１０月１０日	昭和２５年 6月 6日
住所	知立市桜木町桜木１１番地２	名古屋市中区三の丸 三丁目１番地
本籍	愛知県知立市桜木町桜木 １１ 番地 番 ２	愛知県名古屋市中区三の丸 三丁目１ 番地 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

・離婚後の子育ての分担について
✓取決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を能力で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

・親子交流について
✓取決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

・養育費の分担について
✓取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても確定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても生活する場合があります）の教育に必要な費用。教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

・離婚後も現在の氏を使いたい場合は、左の欄には何も書かないでください。
この場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する必要があります。

・提出の際は、本人確認できるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）をお持ちください。
・氏や住所が変更になった方は、免許証の書き換えや通帳の名義変更等が必要になることがあります。詳しくは、関係機関にお問い合わせください。

記入の注意

和語や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書い
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域
1　台湾
2　バレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき－調停調書の謄本
審判離婚のとき－審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき－和解調書の謄本
認諾離婚のとき－認諾調書の謄本
判決離婚のとき－判決書の謄本と確定証明書

連絡先　電話 080 0000 0000（夫）　090 0000 0000（妻）　自宅・勤務先（　）・携帯

事件簿番号